

平成 22 年 7 月 6 日

特別目的会社専門委員会
ディスカッション・ポイント

- 平成 22 年 3 月 25 日の第 198 回企業会計基準委員会では、「SPE の取扱い」¹に関する短期的な検討を行うか否かについて、以下の内容の意思確認が行われ、 の方向性で検討を進めることとなった²。

短期的な対応をせず、MoU プロジェクトの対応を進める。

短期的な対応を行う方向で専門委員会で対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行う。対応案の作成は[D 案]³を中心に行う。

- 上記の意思確認以降、4 回にわたり専門委員会を開催し、B 案⁴や C 案⁵も再度検討を行ったが、特に支持する意見は少なく、D 案を中心に対応案の検討を行ってきた（各案のメリット・デメリットについては 4 頁参照）。
- 本日の委員会では、「SPE の取扱い」の見直しについて、以下の内容に関する意思確認をお願いしたい。

意思確認の内容

「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用できるものに変更する。

- 上記の意思確認の前提。

表示上の手当てを行う（ノンリコース債務の区分表示等）

商法上の匿名組合出資について、合同会社を用いたスキームの場合、匿名組合を連結することを追加的に定める。

適用初年度の経過措置（過去分の取扱い）を設ける。

適用時期を以下のいずれかとする。

（案 1）平成 23 年（2011 年）4 月 1 日開始事業年度の期首から適用とする。

ただし、従来、子会社に該当しないものと推定されていた特別目的会社につい

¹ 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」

² 4 月 12 日のプロジェクト計画表では、「IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目とは別に、本年中を目途に、「SPE の取扱い」に定められる特別目的会社の取扱いの見直しの検討を行う。」とされている。

³ 「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする案。

⁴ 「SPE の取扱い」を削除するものとする案。

⁵ 「SPE の取扱い」について、SPE が発行する証券の保有者には適用しないとする案。

では、平成24年（2012年）4月1日より前に開始する事業年度においては当該取扱いを継続することができることとする。

（案2）平成24年（2012年）4月1日開始事業年度の期首から適用とする。

- 意思確認を行うか否かを判断する上で考慮に入れるべき点
 - ✓ SPEの連結の議論を始めて数年経過しており、更なる改善を図る必要があるとの意見がある（5頁参照）。一方で、現在、IASB/FASBが進めているMoUプロジェクトへの対応を行っており、2度にわたる改正は行うべきではない、また、SPEの支配についての解釈についてのばらつきがある中、オンバランスを行うべきではないとの意見がある。
 - ✓ IASB/FASBのMoUプロジェクトについて、6月24日付のIASB/FASB共同の進捗報告では、以下のようなタイムテーブルとされている。
 - IASBは、2010年末までに、（組成された企業に関する開示の改善を含む）連結の基準を確定し公表する予定である。
 - FASBは、2010年第4四半期にIASBにより公表される規定と整合的な公開草案（議決権持分企業に関する両者の基準間の差異を解消する）を進めるかどうかを決定する。
- 本日の委員会で「SPEの取扱い」の見直しについて上記の内容の意思確認が図られた場合、公開草案を早期に公表するための準備に入ることとなる。

以上

**特別目的会社専門委員会
ディスカッション・ポイント**

- 2010年2月12日の第195回委員会では、特別目的会社専門委員会の今後の進め方(SPEの連結範囲の短期的検討の是非)について議論をしている。
- その後、2010年2月26日に特別目的会社専門委員会を開催し、以下の4案について比較検討を行い、各案のメリット、デメリットの整理を行っている(次頁以降参照)。

[A案]	短期的な対応をしない。
[B案](旧1案)	短期的な対応をする。「SPEの取扱い」を削除する。
[C案](旧2案)	短期的な対応をする。「SPEの取扱い」について、SPEが発行する証券の保有者には適用しないとする。
[D案](旧3案)	短期的な対応をする。「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。

- 本日の委員会では、今後の進め方について、以下のいずれを採用するかについて、意思確認をお願いしたい。

短期的な対応をせず、MoUプロジェクトの対応を進める。

短期的な対応を行う方向で専門委員会で対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行う。対応案の作成は[D案]を中心に行う。

以上

	メリット	デメリット
[A 案] 短期的な対応をしない	<ul style="list-style-type: none"> IASB と FASB の連結範囲の検討結果を踏まえ、SPE の連結の取扱いを包括的に見直すことが予定されており、部分的な改正による 2 度にわたる改正を避けられる。 情報開示は、一定程度、注記により対応されている。 	<ul style="list-style-type: none"> IASB と FASB の作業は相当程度長期となる可能性もあり、それを待つと現行の取扱い上の問題についての解決に非常に長い時間を要することとなる可能性がある。「SPE の取扱い」の検討を始めて数年経過しており、何らかの改善を図るべきである。 米国でも 2009 年に適格 SPE を廃止しており、何らかの対応を早期に図るべきである。
[B 案] (旧 1 案) 短期的な対応をする。「SPE の取扱い」を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、注記で開示されている情報が財務諸表本表に記載されることになり、財務報告の改善が相当程度なされる。 米国でも適格 SPE は廃止されており、国際的な会計基準の動向と平仄があう。 	<p>(B, C, D 案共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> IASB と FASB の連結範囲の検討結果を踏まえ、SPE の連結の取扱いを含む、包括的な見直しが予定されており、部分的な改正は、場合によると、2 度にわたる改正を招き基準の安定性を損なう可能性がある。 包括的な SPE に対する支配基準の欠
[C 案] (旧 2 案) 短期的な対応をする。「SPE の取扱い」について、SPE が発行する証券の保有者には適用しないとする。	<ul style="list-style-type: none"> 「SPE の取扱い」設定当時の趣旨に見合ったものになる(証券の発行者への便益の移転)。 「SPE の取扱い」の対象範囲について、幅のある解釈が行われていることに対して一定の財務報告の改善が図られる。 	<p>如というのが本質的な問題である。SPE の定義、支配の定義、ノンリコースローンの表示といったこれまで検討してきた論点のどこまでを対象とするのか明らかでなく、どのような SPE が対象となるか必ずしも明確ではなく、実務で混乱が生じる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 削除する場合でも、変更の範囲を明確に示さない限り、特定の SPE に対して基準の適用の有無を判断する際に実務上多くの支障が出る可能性がある。 現状、どのような SPE を支配していると判断するかについて幅のある解釈が行われており、「SPE の取扱い」を削除しただけでは問題は解消されない。 中途半端な改正であり、「証券」の範囲や出資者と証券との関係、証券の保有と類似の効果を持つ取引の取扱いなど、新たな論点が生じうる。 米国における特定のファンドに関する FAS167 の適用延期や、欧州における証券化対象資産の一定割合の保有の義務付けなどの議論を考慮して検討すべきである。

	メリット	デメリット	
<p>[D案](旧3案) 短期的な対応をする。「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「SPEの取扱い」設定当時の趣旨に見合ったものになる(資産の譲渡者に対する例外措置)。 ・ 従来から幅のある解釈が行われており、改善が要望されていたいわゆる開発型のSPEの取扱いについて、結論がなされることになり、一定の財務報告の改善が図られる。 ・ いわゆる開発型のSPEの取扱いについては、SPEを巡る論点の中でも、重要性があると考えられる。 ・ 譲渡者の会計処理については、認識の中止の議論と平仄を合わせるべきであるが、それ以外の関与者においては、譲渡損益の計上もないため、整合的に検討する必要性は乏しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発型の問題は幅のある解釈に関する問題の一つのパターンにすぎず、それだけ取り上げる必然性はない。 ・ 譲渡者以外の関与者においても、倒産隔離やノンリコースという取引の特性を踏まえると、表示面等での工夫もセットで検討すべきである。

主な開示対象特別目的会社一覧(平成21年3月末)

(前回調査時(H20/3)においてSPC資産総額10億円以上であった会社を抽出)

業種	SPC 社数	流動化のタイプ	SPCの総資産 (百万円)	SPCに対する出資金・ 貸付金(百万円)
銀行	25	金銭債権	2,984,889	2,051,070
銀行	14	金銭債権	3,140,527	1,851,401
銀行	1	金銭債権	4,960	2,251
証券	5	金銭債権	191,410	
証券	3	不動産	18,519	7,505
金融	2	金銭債権	1,026	19
金融	21	金銭債権	208,272	105,553
金融	18	金銭債権	364,958	864
金融	6	金銭債権	93,917	15,000
金融	4	金銭債権	170,250	
金融	1	金銭債権	114,554	
不動産	61	不動産	835,842	164,712
不動産	46	不動産	922,527	211,971
不動産	32	不動産	807,911	119,226
不動産	35	不動産	553,748	110,808
不動産	14	不動産	528,254	153,392
陸運	11	不動産	153,961	17,383
陸運	3	不動産	8,940	899
陸運	4	不動産	17,985	5,281
情報通信	1	不動産	9,932	727
ホテル	1	不動産	65,511	4,823
建設	4	不動産	65,306	7,702
建設	2	不動産	32,169	1,794

以上